

すのが、「第4」である。

「高等中学校の設置－医学教育の国家掌握」「高等師範学校に女子部・附属音楽学校－合併・併置と分離」「高等学校専門学部の帰趨－高等教育制度の模索」「山口高等学校の廃止＝高等商業学校への転換－国家の意思の貫徹」「第四高等学校・第六高等学校の工業専門学校への転換構想－性急な改編構想」という節の名が直接にその内容を語っている。

「医学教育の国家把握」については、先にも触れた。高等師範学校研究・高等学校専門学部も岡山大学前身校研究の中で明らかにされたテーマである。第四・第六高等学校の工業専門学校転換構想研究は、本書初出の論評である。

この章は本書諸論文の総括という役割を強く持っているが、同時に、各論を底流する著者の問題意識を語る章でもある。医学教育の節には現在も続く「国立大学長の指定職格付一覧」という一覧表が掲げられ（94頁）、前身校のタイプに即してつくられた格差が、新制国立大学に歴然と継承されていることが示される。他方、法人化の帰趨は所論が書かれていた時点ではまだ見えなかった。しかし国立大学間の格差が解消することはないのではないか、というのが著者の結論である。法人化3年後の現在、この推論は当たっていることが分かる。いや、強まる競争原理のもとで、格差はさらに広がりつつある。

多彩な内容であるため、紹介に紙幅を取ってしまった。最後に感想を加えよう。

先ず個別大学の来歴の本格的な研究は、実はドリルで穿孔しながら地層を確かめるような作業であるが、あらためてその有効性を確認することができた。ともすれば俯瞰図を書くことに専念しがちな最近の評者にとっても、大きな勉強の機会になった。最近、本格的な沿革史を刊行することができるかどうかは、個別大学にとってかつてと比べものにならない重要事になっている。大学の社会的評価と直結するからである。その基礎作業の一部が公になったのは幸いであった。

第2に、本書が専門領域を超えた研究の所産であることを評価したい。高等教育史を書いた私ども教育史研究者の業績も丹念に参照され、典拠は注に明記されている。

その後の研究の進展もあるので、さらに参照してほしい文献がないわけではないが、諸章の役に立ったことは嬉しい。他方、財政史特に地方財政史や社会経済史と国立大学史との関連の深さにあらためて気づいた。私どもの側からも越境し、協力すること

に努めなければならないと、あらためて思う。

第3に書名について。本書で著者が論じておられるのは、教育学でいえば「教育政策」にあたる。特に高等教育機関設立の原理と思想が、本書の論究の主題であるように思われる。「明治高等教育政策史論」にされるほうが妥当だったのではないか。

最後に、本文中に誤記や誤植が若干見受けられる。再版の際などに留意されたい。

（御茶の水書房、2005年3月、152+i頁、3,780円）

宣在源著

『近代朝鮮の雇用システムと日本 —制度の移植と生成—』

尾 高 煌 之 助

1. 日本植民地下朝鮮の労働市場の実証に挑戦した佳作である。主な資料は、『朝鮮総督府統計年報』など政府系統統計資料のほかに、当時平壌で工場を操業した小野田セメントの経営記録（『小野田セメント百年史』、同社考課表など）で、後者の利用が本書の一つの「目玉」をなす。企業レヴェルの実態を明らかにしたこの種の地道な研究には価値がある。

2. 経済近代化に伴い、朝鮮の労働觀には変化が齎された。事実、朝鮮労働共済会は、労働蔑視の伝統を改めようという運動を積極的に展開した。だがその一方、日本植民地下の韓國労働市場は、著者が強調するように日本本土とは異なり、労働法制（とりわけ工場法）が制定されず、政府による「労働力保全」の政策も実施されなかった。いわばレッセ・フェールの状態が同国の労働市場機能の根本前提となり、この時期における同国の労使関係を規定した。すなわち、労働移動に規制が少なく、企業従業者たちの平均勤続年数は短く、労働争議が顕在化するのは稀で、第一次世界大戦以降の日本で広まった工場委員会制度（初期的な労使協議制）が導入されることもなかった。朝鮮人と日本人との間に顕著な賃金格差があつて、前者の平均額は後者のその半分程度あるいはそれ以下にすぎず、1940年までこの格差構造が変わることはなかった（68～69頁）。

もっとも、当時の朝鮮人労働者の労働条件がただひたすら劣悪化したわけでもない。特に小野田セメントのような一流大企業では、人的資本の蓄積にも

意が用いられ、朝鮮人従業員は教育・訓練の機会が与えられた。とはいへ、朝鮮の従業員たちは管理職に登用されることはずなく、前述のように、日本人従業員との報酬格差が縮まることもなかった。日本企業が朝鮮に進出した理由は、比較的高い生産能率とそれにもかかわらず低い人件費とあったに違いない（この便益が発生したのも、「レッセ・フェール」のお陰ともいえよう）。

3. 著者が提示した加工統計には、評者にとって興味深いいくつかの発見がある。その一つは、『朝鮮総督府統計年報』にもとづき、産業大分類ごとに「主業者」と「副業者」の性比率（女／男）の時系列（1917～42年）を示したことである。そのうち「主業者」の結果をみると、性比水準は、農林業ではおおむね高く（1917～42年の平均で0.75）、1933年代に一時0.65まで低下するもののその後再び上昇している。これに対してそれ以外の産業では、その値は絶えず減少した（いずれも42頁の第3-3表による）。この現象の理由は深く追求されていないけれども、当時の朝鮮労働市場の一つの特色として、追求する価値があると思われる。

アジアの家族経営では、家族が労働力の主力を構成する。⁽⁴⁾ しばしば職住は接近しているので、多くの場合、男女ともに同じ仕事場で働く。ただし女性は、出産・育児・家事などの理由から、その就業率は男性よりも少し低めにとどまるだろう。ところが家族経営は、工業化の過程で専門的大企業に代替される（38頁）。集団を組織して仕事に従事する「近代的」もしくは「都会的」職場での就業機会が増えると、「男は仕事、女は育児と家事」という性的分業が実践し、繊維や食品加工など、女性労働の役割が大きい産業の比重が増えない場合には、女性の有業比率は（男性に比べて）低下する可能性がある。

朝鮮の近代農林業の営みは、日本と同様、小農経営が中心だったから、観察期間中の「主業者」比率は高位のまま推移した。1930年台初頭にその値がやや低下したのは、不況のため村外から「帰農」する男性が増えたためだろう。他方、非農の性比が1917年から1942年まで連続減少したのは、家内工場的な仕事場が後退した事実を反映しているに違いない。

試みに、手軽にデータが得られる1906～40年の時期について、日本の産業別有業者数の性比（女／男）を計算して著者の掲げる「主業者」の性比率と比較してみると、両国の工業化の度合が違うにもかかわらず、これらの数値には、両国で相似的なところがある。

まず農林水産業では、1917年の数値は日本で0.73、朝鮮では0.79、同じく1936年にはそれぞれ0.81と0.73で、両国ともに比較的高めのまま推移している。ただし、概して日本の数値は（1917年を除き）朝鮮のそれを僅かながら上回る傾向がある。

次に鉱工業に関しては、日本が1917年の0.52から1936年の0.40に、朝鮮の場合は1917年の0.57から1936年の0.23に、それぞれ漸減する点は共通である。ところが、ここで注目したいのは、数値が減少する傾向は両国で共通でも、その水準は日本の方が明らかに高位なことである。この観察事実は、上に述べた理論的期待とうまく符合しない。鉱工業の性比は工業化の進展とともに下降するとすれば、工業化の度合が高い日本の数値は朝鮮のそれを下回ってよいはずだからである。これはなぜだろうか。

上記性比の検討に利用された朝鮮総督府の現住戸口統計では、恒等式

$$\text{現住戸口人口} = \text{「主業主」} + \text{「其ノ他ノ業務ヲ有スルモノ」} + \text{「無業者」}$$

に則った統計数値が、大産業分類別に整理されている。「主業者」とは、当該産業の仕事に従事する者を意味し、同期の台湾総督府統計に登場する「本業者」とは少し異なる。すなわち、後者での「本業者」とは、「当該産業の仕事に本業として（つまり、主たる職業として）従事する者」のことである。当該産業の戸口（世帯）に属するか否かとは関係がない。

他方、第二項の「其ノ他ノ業務ヲ有スルモノ」とは、当該産業に属する戸口（世帯）の一員で当該産業以外の仕事に従事する者を指し、第二次大戦前の日本や台湾の統計に登場した「副業」、すなわち本業をもちながら（あるいは本業はもたずに）副次的な仕事に携わる人のことではない。著者は、統計年報の「其ノ他ノ業務ヲ有スルモノ」を「副業」と等値しておられると思われるが、この概念操作は混乱を招くおそれがある。

いいかえると、戸口統計を就業者数統計に利用する場合には、

（1）産業A（たとえば農業）に「主業者」として計上された人数
のほかに、

（2）産業A以外（（1）の例示の場合ならば非農）の戸口（世帯）に属しつつ「ソノ他ノ業務ヲ有スル」人たちで、産業A（つまり農業）を「本業」として働く人たちの総数
を拾い上げ、（1）と（2）とを合算せねばならない。

小農経営を営む農林牧畜水産業（著者は農水業と略記）の場合には、(2) の範疇に属する人数は通常僅少だから、(1) だけを対象に性比を求めてほぼ正しい結果が得られるだろう。しかし、非農水業の場合にはそうはいかない。鉱工業でも商工サービスでも、自分の産業以外の戸口（世帯）から自分の産業へ働きに来たり（たとえば、農家の家族が工場で働くなど）、その逆だったりするケースが無視できない（むしろ、次第に増加した）はずである。だとすれば、上の統計表で引用した朝鮮鉱工業欄の数値は、同国同産業における正しい有業者数を示していない可能性がある。この表の鉱工業の性比が、（農水業とは違って）日本・朝鮮間で明瞭な差を示しているのは、ひとつにはここに記した戸口統計の性格に起因するものと推量されるが、どうだろうか。

4. 工場法設置に始まる労働法（=労働力保全）の議論は後退し、その結果労働者はレッセ・フェールのなかに放置された。著者はこの点を強調する。しかし、労働法制を財市場や金融市場における諸規制と同様に扱うことに対しては違和感もある。なぜなら従来は、労働サービスの取引では、経営者は強者、労働者は弱者の立場にあるので、両者を対等ならしめるために労働法が導入されて、働く者の権利を保障し団結を保護するのだ（経営者が労働法の早期導入に抵抗するのもそのため）と説明されてきたからである。教科書には、労働市場における労働サービスの買手独占的状態が、労働法や労働組合のおかげで競争的状況に近づくのだと書いてあった。この説明は、労働組合が弱体化し、「サービス経済化」（それに伴い、被雇労働者を主な対象にした労働法も変容）する時代の研究者には受け容れ難いのかもしれない。

それはいずれにせよ、著者の見解は新鮮に響く。この見方は、労働保全を目的とする法律の制定は、（たとえば1930年代の日本のように）労使関係のシステム的変容をもたらした（あるいは、変容のきっかけを生んだ）はずだという見解を示唆するからである（118～119頁）。

注(1) 現代の大韓民国と朝鮮人民共和国とを合わせた国域を、以下「朝鮮」と呼ぶ。

(2) もっとも後年、産業報国運動は否応なしに導入された。

(3) 朝鮮人従業員を日本人従業員と同等に扱うべきだという平壤工場の日本人技師の意見は、小野田セメントのトップ・マネジメントに受け容れられなかつたという（141～142頁）。

(4) ちなみに、日・中・朝における長期的社會変動の大分水嶺は、前近代から近代の移行期ではなく、小農制の成立に見出されるとの宮嶋博史説（19頁に引用）は注目に値する。

(5) 著者によって人口の地域移動の様子が（1935年の国勢調査を使って）計測され、男女ともに南から北へ大きく移動する軌跡が図示されている（48頁）のは、工業化に伴う社会変動を数値的・地理的に確認したという意味で興味がある。

(6) 日本の数値は梅村又次ほか『労働力』（東洋経済新報社、1978年）、第8-9表（204～210頁）による。

(7) この点は、本書の英文要約のなかでとりわけ強調されている。

（東京大学出版会、2006年4月、190 + viii頁、6,090円）

小泉順子著

『歴史叙述とナショナリズム —タイ近代史批判序説—』

伊 東 利 勝

自分はなぜこのような問題に心を動かされるのであろうか。なぜこのような研究をするのであろうか。いや、実はそのように仕向けているのではないか。

自己の問題関心や用いている枠組みを知るために、自身に内在化された知の体系をはじめとして、これを作り上げている学問の置かれてきた政治的状況を相対化しなければならない。本書では、こうした問題意識のもとに、タイ近代史に関する一次史料を駆使して、「前近代」的統治制度、家父長制的家族制度の生成、ナショナリズムと政治、一国史叙述と国際関係の結びつきなどが取り上げられている。そもそも著者のこうした問題意識は、史実を「評価」する自己の判断基準に疑問を抱いたところにはじまるという。これはまた、タイ内外における近代史研究のダイナミックな展開とともに深化したというが、その過程は序「歴史叙述と史料批判」の中で、研究史とともに明快に示されている。

本論は全体が4部に分けられ、それぞれ「統治制度」（第1章、第2章）、「王権と社会組織」（第3